

江南市、江南商工会議所及び名古屋経済大学の連携に関する協定書

江南市、江南商工会議所及び学校法人市邨学園名古屋経済大学の三者は、相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、これまで三者が培ってきた相互の連携と協力を一層強化することにより、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、地域の活性化、地域課題の解決及び次世代の担い手となる人材の育成に取り組み、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域の活性化、安心・安全なまちづくりの推進に関する事項
- (2) 地域の産業の振興、地域経済の発展に関する事項
- (3) 子育て支援の推進、福祉の増進に関する事項
- (4) 教育、文化の振興に関する事項
- (5) その他三者が必要と認めた事項

2 前項各号に基づく連携の方法等については、三者で協議し決定するものとする。

(連携の調整)

第3条 三者は連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する窓口を設置し、必要に応じて協議を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 三者は、本協定に基づく連携において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及びその終了後に関わらず、その一切について守秘義務を負う。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から60日前までに三者いずれからも本協定を更新しない旨の申し出のない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、三者により協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、三者が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年7月18日

江南市

市長 澤田和延

江南商工会議所

会頭 松永金次郎

学校法人市邨学園名古屋経済大学

学長 佐分晴夫